

公 安 委 員 会 決 裁 資 料	特定自動運行の許可に関する取扱規則の一部を改正する規則	令和7年5月14日 交 通 企 画 課
1 改正概要 (1) 特定自動運行の許可を受けた実施者から、運行計画の変更申請があったときの国土交通大臣や市町村の長等への意見聴取様式を追加 (2) 様式の追加に伴う条及び様式番号の繰り下げ (3) その他語句の修正 2 特定自動運行の許可申請及び変更許可申請に関する意見聴取 (1) 道路交通法第75条の13第2項（許可申請）及び第75条の16第2項（変更許可申請）に関する意見聴取 公安委員会は、特定自動運行の許可の申請又は変更許可の申請があった場合は、次の者に意見を聴かなければならない。 ア 国土交通大臣等 ○自動車が特定自動運行を行うことができるものであること。 ○特定自動運行がODD（※）を満たして行われるものであること。 イ 特定自動運行の経路をその区域に含む市町村の長 ○人又は物の運送を目的とするものであって、地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。 (2) 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第9条の22（許可申請）及び府令第9条の23第2項（変更許可申請）に関する意見聴取 公安委員会は、特定自動運行の許可又は変更許可の申請があった場合は、次の者に意見を聴くことができる。 ア 特定自動運行の経路をその区域に含む都道府県の知事 イ 特定自動運行の経路を構成する道路の管理者 ウ 学識経験者 3 改正の理由 特定自動運行の許可に関する取扱規則（以下「取扱規則」という。）には許可申請に係る意見聴取の様式は示されていたが、変更許可申請に係る意見聴取様式は、取扱規則を含む関係法令等に示されていなかった。 このような中、令和7年4月4日、警察庁から変更許可に関する意見聴取様式が示されたことから、取扱規則を改正し、変更許可に関する意見聴取様式を追加することとした。 4 追加様式 (1) 特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（甲）（第3号様式） 国土交通大臣や市町村の長への意見聴取用 (2) 特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（乙）（第4号様式） 都道府県の知事や道路管理者等への意見聴取用		

※ODD：Operational Design Domain（走行環境条件、使用条件）

ある自動運転システムが作動するように設計されている特定の条件（走行ルート、時間帯、天候等）。